

国公労連の なんでも 労働相談

秘密厳守
無料

国の職場で働いている方(正職員、非常勤職員、派遣・請負労働者)ならどなたでも相談に応じます。

日時

2008年2月21日(木)~2月23日(土)

10:00~19:00 (土曜日は16時まで)

専用電話

フリーダイヤル

0120-156-506

専用メール

soudan@kokko.or.jp

*メールによる相談は上記期間以外も常時受付

ホームページ

国公労連で

検索してください。



国公労連

日本国家公務員労働組合連合会

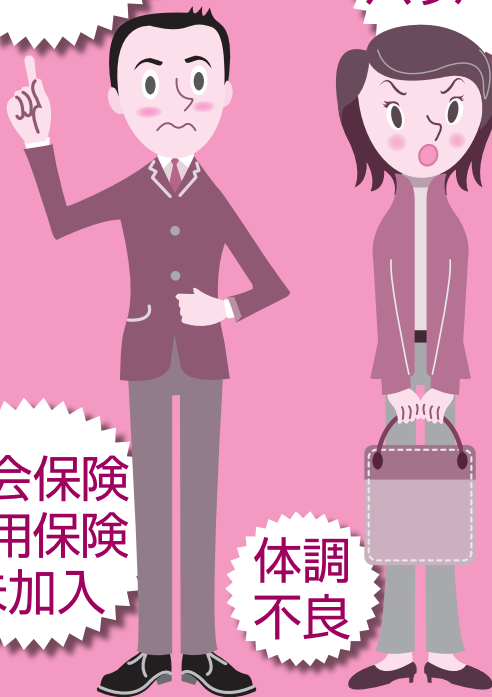
雇用の
更新
打ち切り

いじめ

セクハラ
パワハラ

社会保険
雇用保険
未加入

体調
不良



困っていること、ありませんか？ 労働組合がサポートいたします。

「突然、3月末で雇用を打ち切ると言われた」
「上司のいじめをなんとかしてほしい」
「病気休職が長期化し、免職が心配だ」などなど…。
一人で抱え込まずに、まず労働組合にご相談ください。

東京・霞が関で働く
派遣社員Aさんのケース

悩みごと

- 契約業務以外の仕事の押しつけ
- 契約期間途中の解雇通知

相談

労働組合

それは法律違反なので、会社に団体交渉を申し入れ、是正させましょう

団体交渉

会社

- 労働者派遣法
- 労働基準法
- 労働組合法

- 契約業務に限定した仕事へ是正
- 期間満了までの給与全額を支払う

法律と
制度を知って
強くなろう



※非常勤国家公務員(アルバイト)の相談は、国家公務員法と人事院規則で解決します。